

～観光地のご紹介～



富貴寺大堂（阿弥陀堂）【国宝】

富貴寺

平安時代に宇佐神宮大宮司の氏寺として開かれた由緒ある寺院です。中でも阿弥陀堂(富貴寺大堂)は、宇治平等院鳳凰堂、平泉中尊寺金色堂と並ぶ日本三阿弥陀堂のひとつに数えられ、現存する九州最古の木造建築物です。



「36ぶらす3」5号車車内



熊野磨崖仏【国重要文化財】

熊野磨崖仏

平安時代末期の作と言われている「大日如来（約6.7m）」と「不動明王（約8m）」の磨崖仏があり、国内最古にして最大級の磨崖仏です。また、鳥居から熊野磨崖仏まで続く100段もの石段は、昔、鬼が築いたと伝えられています。

～新D&S列車「36ぶらす3」～

世界で36番目に大きい島である九州の全県を5つのルートで巡る観光列車です。今回は、時代とともに歴史と文化の栄えた、大分～門司港～博多を運行する「青の路」ルートに乗車します。途中、杵築駅と中津駅では特産品の販売やおもてなしが、門司港駅では改札を出て約40分の自由散策がごさいます。

※写真はすべてイメージです。

当ツアーは
感染予防への
取り組みを
行っております



集合時に検温
を実施します

消毒液を準備しま
す。定期的な消毒
にご協力下さい

食事を召し上がる
際以外は、常時マ
スクの着用にご協
力ください。

従業員やその他の
スタッフはマスク
を着用します

フィジカルディ
スタンスの確保に配
慮しご案内します

■お申込みのご案内■詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前に確認の上お申込みください

<募集型企画旅行契約>

この旅行は、九州旅客鉄道(株)（観光庁長官登録旅行業第965号。以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。又、旅行契約の内容・条件は、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

①当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は「旅行代金」「取消料」又は「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱いします。

②お客様が旅行の参加に際し特別な配慮を必要とする場合は、予約お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

③当社は電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約を成立しおらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金の支払を行っていただきます。この期間内にお申込金の支払がなされないときは、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。

④旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

⑤通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知が旅行者に到着した時に成立します。

2. 旅行代金のお支払い

①お申込金（お一人様）

旅行代金	1万円未満	3万円未満	6万円未満
お申込金	2,000円	5,000円	10,000円

②旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前にあたる日より前にお支払いいただきます。

③基準日より前にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日の前日までに前払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金（注釈のない限り普通席）、宿泊費、食料金、観光料金（入場料金等）及び消費税等諸税。諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

4. 旅行代金に含まれないもの（一部例示いたします）

個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料（クリーニング代、電話料金その他追加飲食など）。お客様の希望によるお一人部屋使用等の追加料金。

5. お客様による旅行契約の解除

旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取り消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき右記の料率で取消料を申し受けます。

旅行契約の解除期日	取消料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	宿泊を伴う旅行
①20日目にあたる日以降の解除（②～⑤除く）	旅行代金の20%
②7日目にあたる日以降の解除（③～⑤除く）	旅行代金の30%
③旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
④旅行当日の解除	旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

6. 当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更、旅行の中止 ②運送・宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害 ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社の故意又は重大な過失がある場合を除きます）を限度として賠償します。

7. 特別補償

(1)当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然の外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

・死亡補償金：1,500万円
・入院見舞金：2万円～20万円
・通院見舞金：1万円～5万円
・携行品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。

(2)当社が責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

※その他、適用の条件並びに適用外となる事項については、当社国内募集型企画旅行条件書をご参照ください。

8. 個人情報の取扱いについて

①当社は、旅行お申込の際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

②当社は、当社グループ企業が取扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

③上記の他、当社の個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページをご参照ください。

9. 旅行条件の基準

この旅行条件は2021年6月1日を基準としています。又、旅行代金は2021年6月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

★旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関してご不明な点があれば、ご連絡ください。

★安心してご旅行をしていただくために、国内旅行傷害保険の加入をお勧めいたします。

旅行企画・実施

九州旅客鉄道株式会社

営業部旅行課

観光庁長官登録旅行業第965号
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1丁目12-23
(一社) 日本旅行業協会正会員
旅行業公正取引協議会会員



お申込み・お問合せ

36ぶらす3ツアーデスク

電話番号：092-686-3639

営業時間：9：30～16：00（水曜休業）

JR九州トラベルデスク

電話番号：092-482-1489

営業時間：9：30～17：00（火曜休業）

住所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-12-23
総合旅行業務取扱管理者 松本拓也・井上智恵